

## 1 訪問型サービス(独自) サービスコード表 (令和4年10月1日～)

訪問型独自サービス

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A2	1111	訪問型独自サービス I	イ 訪問型 サービス費 (独自)(I)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)			1,176
A2	2111	訪問型独自サービス I 日割		事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)			39
A2	1211	訪問型独自サービス II	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(II)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)			2,349
A2	2211	訪問型独自サービス II 日割		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)			77
A2	1321	訪問型独自サービス III	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(III)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)			3,727
A2	2321	訪問型独自サービス III 日割		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)			123
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	木 生活機能向上連携加算	(1)訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(I)	100 单位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(II)	200 单位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137／1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100／1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55／1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(④)で算定した単位数の——90%—加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(⑤)で算定した単位数の——80%—加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63／1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42／1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービススペースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24／1000 加算		

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率を乗ずる所定単位数は、「訪問型独自サービス(基本報酬)」、「同一建物減算」、「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「初回加算」、「生活機能向上連携加算」の合計単位数

※介護職員処遇改善加算IV及び介護職員処遇改善加算Vについては、令和4年3月31日まで算定可能